パブリックコメント手続きの流れ

実施機関
（町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会）

町民等

政策等の構想

↓

政策等の検討

参　加

- ○　審議会等公募委員
- ○　ワークショップ
- ○　町民アンケート
- ○　町民説明会　ほか

【構想または検討段階でのパブリックコメント】
町民生活に大きく影響を与える重要な政策等で、素案が固まる前の段階で広く町民等の意見を聴く必要があると認めるものについては、構想または検討の段階で、パブリックコメントを実施するよう努めます。

政策等の素案の作成

↓

素案の公表、意見募集

【公表事項】
- ○　政策等の素案
- ○　作成した趣旨、目的、背景等
- ○　その他必要資料

【意見募集期間】
１か月程度

公　表

公表資料の確認
- ○　町ホームページ
- ○　広報紙
- ○　担当課などでの閲覧　ほか

↓

意見等の提出

提出方法
- ○　電子メール
- ○　ファクシミリ
- ○　郵便
- ○　持参提出　ほか

提出された意見の検討

↓

反映できる意見
意見等に基づき素案を修正する。

反映できない意見
反映できない理由や町の考え方を明らかにする。

↓

政策等の案の決定

↓

政策等の案の公表

【公表事項】
- ○　最終決定した案
- ○　提出された意見等の概要
- ○　意見等を反映して素案を修正した場合は、その修正内容
- ○　意見等を反映できなかった場合は、その理由や考え方

公　表

公表内容の確認
- ○　町ホームページ
- ○　広報紙
- ○　担当課などでの閲覧　ほか

↓

議会への報告または提案

※　議会への報告については、最終案の報告以外
　にも、常任委員会への報告等を通じて随時行う

↓

政策等の実施